

『継続的な安全性向上に資する法的な「仕組み」のアイデア』に寄せて

更田 豊志

この検討チーム発足にあたって期待したことの一つは、規制要求(強制)と自主との間の、いわゆる中間的アプローチの検討であるが、これは強制の一部分を中間に移行させようという議論ではない。むしろ、自主に規制がどう関与するかという議論であり、自主の一部を中間に移行させようという議論である。

因みに規制当局は、絶えず強制すべきものに足らざるところは無いのか検討し、必要に応じて要求を引き上げるべきことは言うまでもない。

東京電力・福島第一原子力発電所事故以前、シビアアクシデント対策(AM)が自主に委ねられていたこと、規制の関与が不十分だったことは、事故の重要な反省点の一つ。当時、AM が自主となった理由の一つは、規制要求化され、設置変更許可などを経た場合、完了まで停めておけという声に耐えられない、少なくともそのような声を和らげたいという意図の存在かも知れないが、いずれにせよ、仮に基本設計部分を自主に委ねたとしても、施工後の確認に規制当局がある程度関与しておくべきではなかったか。

原子力規制委員会発足後、AM を規制要求化しているが、今後、継続的改善に規制はどう関与すべきか。欧 PSR は、いわば継続的改善の強制。検討チームでの議論を経て、現在、届出である FSAR については、その全体乃至部分の規制要求化を検討すべきではないかという考えに至った。

緊急時対処の観点からも、規制当局は自主の中身を把握し、他の対策との干渉の有無などについて確認するべきであるが、自主が役に立つかどうかは規制の関知すると

ころでは無いというのは一つの考え方。したがって、結局のところ一つは出口はFSARの強制化ではなかろうか。 +規制要求の性能規定化(後述)

新知見に基づく改善については、①問題提起(新知見など)・対策の要否判断、②基本設計(設置許可)、③詳細設計・施行・運用(設工認・検査・保安規定)を辿るが、イメージとして当初持っていたのは、①が規制によって為されたとき、②は事業者に委ね、③は従来通り。しかしこれは、現行の仕組みにおいて、規制要求を機能あるいは性能要求化すれば足りることではないか。

なお、①を事業者に期待することはできるのだろうか。前例はあるか？ リスクに結びつくような大きな欠け、決定的な欠けを見つける努力を事業者に求めることは可能だろうか。この点には疑問を抱かざるを得ない。

一方で、資料2に記されている「アイディア」は、①が事業者によって為され得るケースでの法的スキーム案について記したものであり、検討チーム発足時の期待に基づくものと言える。しかし、検討チームでの議論を経て、現在では、規制要求の性能規定化に努めつつ、FSARの強制化を図るべきだと考えている。(因みに規制要求の性能規定化は実際のところ事業者に嫌われているケースが多い)

以上